

第8章

計画の推進にあたって

1. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、庁内関係部署との連携を密にし、他分野との調整を図りながら、施策・事業の円滑な推進を図ります。

さらに、市民、地域団体、事業者などとの協働のもとで計画を推進するため、本計画の内容とともに介護保険にかかる広報・啓発活動や情報提供を充実させます。

2. 実態把握と分析を通じた事業運営

介護保険事業の運営にあたっては、地域包括ケア「見える化」システムや国民健康保険団体連合会のデータ等を用いた実態把握と地域分析を行います。また、地域包括ケア推進会議と位置づけている「四日市市長寿社会づくり懇話会」及び「四日市市安心の地域医療検討委員会」などの専門職による客観的な評価・考察を受けながら、より効果的な事業運営を図るよう努めます。

3. 計画の進行管理

本計画に掲げた目標や取り組み内容については、本市の介護保険事業計画策定委員会である「四日市市長寿社会づくり懇話会」などで、毎年度、実施・達成状況の点検・評価を行い、その結果を踏まえて、翌年度以降の事業実施に生かしていきます。

また「目標と取組」による自己評価を通じて、地域包括ケア「見える化」システム等によるデータ分析結果も参考にしながら、PDCAサイクルによる進行管理を図るとともに、積極的な公開を行います。

このように、自己評価を積み重ね、次期計画の施策に反映していくこととします。